

新事業! 市民セミナー開催!

参加無料

新たな事業として「市民セミナー」を開催します。わかりにくい不動産取引について、わかりやすく役立つ情報を発信し、広く一般消費者の方に理解してもらうためのセミナーです。参加は無料ですので、お気軽にお申込みください。

当セミナーは全6回のシリーズです。お好きなセミナーにご参加ください。もちろん全6回のご参加も可能です。※参加には事前申込みが必要となります。

日時	[第1回] 7月22日(日) 午後1:30～午後3:00	[第4回] 10月 7日(日) 午後1:30～午後3:00
	[第2回] 8月26日(日) 午後1:30～午後3:00	[第5回] 11月25日(日) 午後1:30～午後3:00
	[第3回] 9月23日(日) 午後1:30～午後3:00	[第6回] 12月16日(日) 午後1:30～午後3:00
場所	山形ビッグウイング 〒990-0076 山形市平久保100番地	
講師	佐藤 篤 氏(CFP ファイナンシャルプランナー)	
定員	一般の方:30名 会員:20名 (定員になり次第、受付を終了します)	参加料 無料
申込	ご希望するセミナーの3日前までに連絡ください。 公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 ☎023-623-7502	

◆講演タイトル及び内容◆

7月22日◎

プロが簡単解説!
住宅ローンのイロハとライフプラン
マイホームに必要なお金がどれくらいかかるのか、住宅ローンの種類や組み方、我が家はいくらの住宅ローンに組むのが適正なのかなど、実際に簡単な計算をしながら住宅ローンについて学ぶことができます。また、組んだローンが将来的に無理なく支払っていきけるのか、キャッシュフロー表の作り方や見方など、ライフプランについても考えていきます。

8月26日◎

ご主人!奥さん!
その土地建物、将来どうしますか?
我が家が将来空き家にならないために今から何を準備しなければならないのか。増え続ける空き家問題はもはや他人事ではありません。まだ先の話だからと考えるのを先延ばししていくと怖い結末が…。すぐに始められる空き家問題への対策をご紹介します。

9月23日◎

知れば安心!
いい土地、いい建物の見分け方教えます
マイホームの持ち手の種類(注文住宅と建売住宅、新築と中古など)、現地見学のポイント、住宅展示場の見方、住宅会社の選び方、不動産広告の見方、不動産屋との付き合い方など、これからマイホーム購入を検討したい方が気になるポイントを解説します。

10月7日◎

知って得する!不動産の税金のお話し
不動産の税金って難しくよく分からない。でも、常に身近で取られています。どんな税金が、どんな時に、いくらくらいかかるのか。誰でも簡単に計算できるようにご紹介いたします。

11月25日◎

その手があったか!
初級・手持ち不動産の有効活用術
親から受け継いだ大切な不動産。でも、自分で住むわけではないし、どうしていいのかわからない。日本人の資産の過半数を占める不動産ですが、活用できなければ「負」の不動産になります。価値(勝ち)残る不動産の有効活用術について解説いたします。

12月16日◎

みんな悩んでいます。
相続で困らないための7カ条
相続税増税のニュースもあまり聞こえなくなり、相続に関する関心も少し薄まった感がありますが、相続はこの家庭でも必ずおきます。我が家は相続税がかかるのか、かかったとして払えるのか、相続人間でもめごとは起きないのか、相続のモヤモヤをスッキリ解決します。



平成30年度

宅地建物取引士資格試験

試験日

平成30年 **10月21日[日]**
午後1時～3時(登録講習修了者は午後1時10分～3時)

申込受付期間

■インターネット受付
平成30年 **7月2日[月]**～**7月17日[火]**
(午前9時30分から) (午後9時59分まで)

■郵送受付
平成30年 **7月2日[月]**～**7月31日[火]**
(当日消印有効)

試験案内(郵送申込書)配布期間

平成30年 **7月2日[月]**～**7月31日[火]**

受験手数料 7,000円

合格発表 平成30年12月5日[水]

お問合せ先

TEL.023-623-7502
公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会
〒990-0023 山形市松波1-10-1 山形県宅建会館
<http://www.yamagata-takken.or.jp>

主な試験案内(郵送申込書)配布場所

- (公社)山形県宅地建物取引業協会
- 山形県宅地建物取引業協会各地区
(山形・米沢・南陽・寒河江・天童東根村山合同事務所・新庄・鶴岡・酒田)
- くまざわ書店 鶴岡店・山形店
- 戸田書店 山形店

試験地 山形県

中山形県で受験できる方は、山形県内にお住まいの方に限ります。指定試験機関 <http://www.retio.or.jp> (一財)不動産適正取引推進機構

インターネット申込みできます